

## 電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 改正の内容

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備の技術基準を特定無線局の無線設備の規格として追加すること。  
(第十五条の三関係)

二 その他規定の整備をすること。

### 第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。